



2026年6月

新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn



内容

<u>1</u>	2026年4月7日付け、政府発行の個人所得税に関する行政手続の簡素化に関する決議第66.16/2026/NQ-CP号および2026年5月8日付け財務省決定第1109/QĐ-BTC号	PIT
<u>2</u>	2026年5月29日付け財務省発行の個人所得税法の一部条項および施行措置を詳細に規定する政令案に対する説明および意見反映に関するオフィシャルレター第7257/BTC-CST号	PIT
<u>3</u>	2026年5月8日、財務省発行の税務および税関管理分野における改正、補足および廃止された行政手続に関する決定第1109/QĐ-BTC号	PIT
<u>4</u>	2026年6月16日付け税務局発行の決議第66.16/2026/NQ-CP号に基づく給与・賃金所得に係る個人所得税申告書の申告方法に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第4021/CV-NVT号	PIT
<u>5</u>	2026年4月21日付けホーチミン市税務局発行の法人税優遇措置に関するオフィシャルレター第4128/TPHCM-QLDN3号	CIT
<u>6</u>	2026年6月2日付け、タイニン省税務局発行の法人税優遇措置に関するオフィシャルレター第5335/TNI-QLDN1号	CIT

内容

<u>7</u>	2026年6月11日付け、税務局発行の新設FDI企業である中小企業に対する設立後3年間の法人税免税に関するオフィシャルレター第3896/CT-CS号	CIT
<u>8</u>	2026年6月19日付け、アンザン省税務局発行の不正なインボイスを使用した企業に対する法人税優遇措置の適用しないことに関するオフィシャルレター第1527/AGI-NVDTP号	CIT
<u>9</u>	2026年5月29日付け税務局発行の法人税政策に関するオフィシャルレター第3512/CT-CS号	CIT
<u>10</u>	2026年6月2日付け、タイニン省税務局発行の持分譲渡に係る法人税の取扱いに対するガイダンスに関するオフィシャルレター第5332/TNI-QLDN1号	CIT
<u>11</u>	2026年5月28日付け、税務局発行の付加価値税に関するオフィシャルレター第3470/CT-CS号	VAT
<u>12</u>	2026年5月29日付け、税務局発行の通常の一次加工木材に対する付加価値税政策に関するオフィシャルレター第3546/CT-CS号	VAT

内容

<u>13</u>	2026年5月28日付け税務局発行の国際旅行サービスに対する付加価値税に対する新たなガイダンスに関するオフィシャルレター第3475/CT-CS号	VAT
<u>14</u>	2026年5月29日付け、税務局発行のインボイスおよび証憑に関するオフィシャルレター第3514/CT-CS号	INV
<u>15</u>	2026年6月10日付け、フナイエン省税務局発行の贈答用商品に係るインボイス発行に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第8879/HYE-QLDN2号	INV
<u>16</u>	2026年5月27日付け、税務局発行の複数の税コードが付与されている個人の取扱いおよび通達第86/2024/TT-BTC号に基づく個人識別番号の更新ガイダンスに関するオフィシャルレター第3422/CT-NVT号	OTH
<u>17</u>	2026年5月27日付け、ラオカイ省税務局発行の税金滞納による出国停止通知の照会に関するオフィシャルレター第286/TCS8-NVDTPC号	OTH
<u>18</u>	2026年7月1日以降、2020年度以前の財務諸表の修正提出は認められないのか	OTH

内容

<u>19</u>	2026年6月10日付け、税務局発行の国別報告書について義務に関するオフィシャルレター第3870/CT-CS号	OTH
<u>20</u>	2026年6月9日付けハノイ市内務局発行の外国人労働者に対する行政手続に関する決定第1052/QĐ-SNV号	OTH
<u>21</u>	2026年6月27日付け、政府発行の2026年における付加価値税、法人税、個人所得税および土地賃借料の納付期限延長に関する政令第245/2026/NĐ-CP	OTH
<u>22</u>	2026年6月30日付け、政府発行のガソリン・石油製品に対する税制優遇措置の適用期間延長に関する決議第34/2026/NQ-CP号	OTH
<u>23</u>	2026年6月20日付け、財務省発行の政治システム総体モデルおよび3層地方政府モデルの運用開始から1年間の中間評価に関連する業務の継続実施に関する財務大臣の指示について通知第499/TB-BTC号	OTH
<u>24</u>	2026年6月23日付け、税務局発行の付加価値税政策のガイダンスに関するオフィシャルレター第4195/CT-CS号	OTH

新情報 2026年6月

1 個人所得税に関する行政手続の簡素化

2026年4月7日付け、政府発行の個人所得税に関する行政手続の簡素化に関する決議第66.16/2026/NQ-CP号および2026年5月8日付け財務省決定第1109/QĐ-BTC号

新たな規定により、2026年6月、5月および6月に個人所得税の源泉徴収義務が発生する企業および所得支払者は、従来の月次申告ではなく四半期申告を行うこととなる。

- 2026年6月、5月および6月に発生した個人所得税申告は、2026年第2四半期の申告書にまとめて申告する。
- 納税者は、2026年5月分および6月分の月次個人所得税申告書を作成・提出する必要はない。
- 電子税務申告システムは、2026年6月課税期間以降の月次個人所得税申告書を受け付けない。

2026年6月分の月次申告書を既に提出した場合の取扱い

現時点では、税務当局は、四半期申告への移行前に電子税務システムで受理された2026年6月分の月次個人所得税申告書の取扱方法について、詳細なガイダンスを公表してわない。

そのため、企業は、税務当局から公表されるガイダンス、通知および指示を継続的に確認し、必要に応じて申告書の修正・補足を適時に行うことで、税務管理に関する法令を適切に遵守する必要がある。

2 個人所得税に関する行政手続の簡素化

*2026年5月29日付け財務省発行の個人所得税法の一部条項および施行措置を詳細に規定する政令案に対する説明
および意見反映に関するオフィシャルレター第7257/BTC-CST号*

財務省は、個人所得税法の一部条項および施行措置を詳細に規定する政令案に対する説明および意見反映資料を公表した。

同資料において、財務省は以下の主な事項について説明している。

勤務中の食事手当・昼食手当の非課税限度額を月額1,200,000ドンから1,800,000ドンへ引き上げること、または消費者物価指数（CPI）に連動して調整する仕組みを導入するとの提案について、財務省は、月額1,200,000ドンという水準は、所得水準、社会的支出および消費者物価指数（CPI）の変動を踏まえて算定したものであると説明している。また、使用者が従業員に対し、自ら調理した食事の提供、弁当の購入または食事券の支給という形で勤務中の食事または昼食を提供する場合には、現行規定どおり、当該費用は引き続き個人所得税の課税所得には含まれない。

2 個人所得税に関する行政手続の簡素化

*2026年5月29日付け財務省発行の個人所得税法の一部条項および施行措置を詳細に規定する政令案に対する説明
および意見反映に関するオフィシャルレター第7257/BTC-CST号*

金地金（ゴールドバー）の譲渡に係る個人所得税の課税方法に関するガイダンスを求める提案について、財務省は、2025年個人所得税法において、譲渡価格の0.1%を各取引ごとの税率として定めるとともに、課税対象となる金地金の価格基準、適用時期および税率の調整については政府が定めることとしていると説明している。しかしながら、現在、関係当局において金市場の管理制度および金取引所の設立計画を策定中であり、課税を実施するための法的根拠および管理体制が十分に整っていないことから、本政令案では金地金譲渡に対する課税について詳細な規定は設けられておらず、市場管理体制が実務上の要請を満たした段階で、今後さらに検討・整備される予定である。

総じて、オフィシャルレター第7257/BTC-CST号は、個人所得税法施行政令案における各規定の立案根拠を説明・明確化するとともに、寄せられた意見を反映し、所管当局への提出前に政令案の内容をさらに充実させることを目的としている。

3 個人所得税に関する行政手続の簡素化

2026年5月8日、財務省発行の税務および税関管理分野における改正、補足および廃止された行政手続に関する決定第1109/QĐ-BTC号

従来、2025年決定第1474/QĐ-BTC号に基づき、給与・賃金に対する源泉徴収を行う組織および個人による個人所得税の月次／四半期申告（様式05/KK-TNCN）は、行政手続コード [2.002235] に従って実施されていた。

しかし、2026年5月8日、財務省は税務および税関管理分野における改正、補足および廃止された行政手続を公表する決定第1109/QĐ-BTC号を公布した。

具体的には、2026年決定第1109/QĐ-BTC号に添付された附録第Ⅱ部第6項において、以下のとおり規定されている。

3 個人所得税に関する行政手続の簡素化

2026年5月8日、財務省発行の税務および税関管理分野における改正、補足および廃止された行政手続に関する決定第1109/QĐ-BTC号

「6. 給与・賃金に対する源泉徴収を行う組織および個人による個人所得税四半期申告（行政手続コード：2.002235）

- 手続の流れ

- ステップ1

- ❖ 源泉徴収が発生した所得支払組織または個人は、税務申告書類を作成し、税務当局へ提出する。四半期税務申告書の提出期限は、納税義務が発生した四半期の翌四半期の最初の月の末日までとする。末日が祝日または休日に該当する場合は、翌営業日まで延長される。

……」

新情報 2026年6月

3 個人所得税に関する行政手続の簡素化

2026年5月8日、財務省発行の税務および税関管理分野における改正、補足および廃止された行政手続に関する決定第1109/QĐ-BTC号

これにより、様式05/KK-TNCNによる個人所得税申告は月次申告から四半期申告へ変更された。

したがって、2026年第2四半期以降（2026年6月、5月、6月分以降）は、企業は個人所得税を月次で申告する必要がなくなり、四半期ごとに申告を行うこととなる。また、税務申告書類は、法令の規定に従い、対象四半期の翌四半期の最初の月の末日までに提出しなければならない。

新情報 2026年6月

4 個人所得税に関する行政手続の簡素化

2026年6月16日付け税務局発行の決議第66.16/2026/NQ-CP号に基づく給与・賃金所得に係る個人所得税申告書の申告方法に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第4021/CV-NVT号

個人所得税に関する行政手続の簡素化および投資・事業環境の改善に関する党および国家の方針を実施するため、政府は2026年6月7日付け、生産・事業活動に関連する行政手続および規定の削減・簡素化に関する決議第66.16/2026/NQ-CP号を公布した。

決議第66.16/2026/NQ-CP 号に添付された付録1.9のD項の税務分野の規定に基づき、2026年6月15日（同決議の施行日）以降、納税者は給与・賃金所得に係る個人所得税申告書について、月次申告から四半期申告へ移行することとなる（通達第80/2021/TT-BTC号に添付された様式02/KK-TNCN号および05/KK-TNCN号）。

4 個人所得税に関する行政手続の簡素化

2026年6月16日付け税務局発行の決議第66.16/2026/NQ-CP号に基づく給与・賃金所得に係る個人所得税申告書の申告方法に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第4021/CV-NVT号

2026年5月19日、税務局は電子税務システムのアップグレードを実施し、2026年6月以降の課税期間に係る様式02/KK-TNCN号および05/KK-TNCN号の月次申告書について、受理しないシステム上の対応を行った。

給与・賃金所得に係る個人所得税の申告期間に関する決議第66.16/2026/NQ-CP号の規定および行政手続簡素化の方針を実施し、納税者の利便性向上を図るため、税務局は以下のとおり案内する。

(1) 管理対象となる納税者に対し、決議第66.16/2026/NQ-CP号の規定に基づき、2026年第2四半期の課税期間から個人所得税申告書（通達第80/2021/TT-BTC号に添付された様式02/KK-TNCN号および05/KK-TNCN号）を四半期ごとに申告するよう案内すること。

新情報 2026年6月

4 個人所得税に関する行政手続の簡素化

2026年6月16日付け税務局発行の決議第66.16/2026/NQ-CP号に基づく給与・賃金所得に係る個人所得税申告書の申告方法に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第4021/CV-NVT号

(2) 2026年6月分の月次申告書について、既に税務当局が受理し、受理承認通知を発行している納税者に対しては、税務当局は以下のとおり案内すること。

- 2026年第2四半期の申告を行う際、納税者は2026年5月および6月に発生した納税義務に対応するデータのみを集計し、2026年6月分の月次申告書において既に申告済みの納税義務を第2四半期申告書に集計してはならない。これにより、税額が重複して計算されることを防止する。納税者が2026年6月分の税務申告書に誤りを発見した場合は、規定に従って当該2026年6月分申告書の追加申告を行うこと。
- 納税者は、2026年6月分の月次申告書において発生した個人所得税額（ある場合）について、2026年第2四半期申告書の納付期限（2026年7月31日）まで納付することが認められる。

5 法人税優遇

2026年4月21日付けホーチミン市税務局発行の法人税優遇措置に関するオフィシャルレター第4128/TPHCM-QLDN3号

中小企業の要件を満たしている場合であっても、外国投資企業である場合には、設立後最初の3年間における法人税の免税措置の適用対象にはならない。

言い換えれば、「中小企業」であることは、優遇措置の適用要件の一つにすぎない。企業に外国投資家による出資があり、投資法令に基づく外国投資企業に該当する場合には、以下の規定に基づく法人税の免税措置を適用することはできない。

- 2025年決議第198/2025/QH15号第10条
- 2026年政令第20/2026/NĐ-CP号第7条3項

6 法人税優遇

2026年6月2日付け、タイニン省税務局発行の法人税優遇措置に関するオフィシャルレター第5335/TNI-QLDN1号

企業が新規投資プロジェクトを実施し、かつ2015年6月22日付けの財務省通達第96/2015/TT-BTC号第10条3項に規定する新規投資プロジェクトに対する税制優遇の適用除外事由に該当しない場合、ベンルック県の工業団地において発生する当該新規投資プロジェクトからの所得（同通達第10条1項a号、b号およびc号に規定する所得を除く。）については、工業団地に係る地域優遇措置として、2年間の法人税免税およびその後4年間の納付税額の50%減税が適用される。ただし、適用税率については現行の一般法人税率が適用され、優遇税率の適用対象とはならない。

免税・減税期間は、企業が当該新規投資プロジェクトから初めて課税所得を計上した年度から連続して起算される。なお、新規投資プロジェクトによる売上計上開始年度から3年間課税所得が発生しない場合には、財務省通達第96/2015/TT-BTC号第12条2項に基づき、免税・減税期間は売上が発生した年度から4年目を起算年度として計算される。

6 法人税優遇

2026年6月2日付け、タイニン省税務局発行の法人税優遇措置に関するオフィシャルレター第5335/TNI-QLDN1号

既に稼働している投資プロジェクトについて、企業が追加出資や生産規模の拡大を実施し、財務省通達第96/2015/TT-BTC号第10条4項に定める投資拡大の要件を満たす場合には、同項の規定に基づく法人税優遇措置の適用を選択することができる。

企業は、投資拡大によって生じた追加所得を区分経理し、優遇措置の適用を受けなければならない。追加所得を区分経理できない場合には、新たに取得し事業に供した固定資産の取得価額を企業全体の固定資産取得価額で除した割合に基づき、投資拡大による所得を算定するものとされている。

企業が商業・サービス事業に係る投資プロジェクトから所得を得る場合には、政令第12/2015/NĐ-CP号第1条17項および財務省通達第96/2015/TT-BTC号第10条2項の規定に従って取り扱われる。

6 法人税優遇

2026年6月2日付け、タイニン省税務局発行の法人税優遇措置に関するオフィシャルレター第5335/TNI-QLDN1号

法人税の優遇措置は、会計制度、インボイス・証憑制度を適正に履行し、申告方式により法人税を納付する企業に対してのみ適用される。また、企業は、財務省通達第78/2014/TT-BTC号（2014年6月18日付）第18条および第22条に基づき、自ら優遇適用要件および適用可能な優遇内容を確認し、税務当局に対して自己申告・自己確定申告を行う必要がある。

さらに、企業の投資プロジェクトが法人税優遇措置の適用要件を満たす場合には、国会制定の法人税法第67/2025/QH15号（2025年6月14日付）第20条1項の経過措置に基づき、残存適用期間について新たな法人税優遇制度の適用を選択することが認められている。

7 法人税優遇

2026年6月11日付け、税務局発行の新設FDI企業である中小企業に対する設立後3年間の法人税免税に関するオフィシャルレター第3896/CT-CS号

外国投資企業がベトナム法令に基づいて設立・事業登録され、初回の企業登録証明書の交付を受け、中小企業支援法および政令第80/2021/NĐ-CP号の規定に基づく中小企業の判定基準を満たし、かつ政令第20/2026/NĐ-CP号第7条3項b号に規定される優遇措置の適用除外事由に該当しない場合には、初回の企業登録証明書の交付日から3年間、法人税免税の適用対象となる可能性がある。ただし、この法人税の免税措置は、法人税法第67/2025/QH15号第18条3項に規定される所得には適用されない。

したがって、税務局はオフィシャルレター第3896/CT-CS号において、中小企業の判定基準を満たすFDI企業は、初回の企業登録証明書の交付の日から3年間、法人税の免除対象となることを明確にしている。

8 法人税優遇

2026年6月19日付け、アンザン省税務局発行の不正なインボイスを使用した企業に対する法人税優遇措置の適用しないことに関するオフィシャルレター第1527/AGI-NVDTP号

本オフィシャルレターにより、アンザン省税務局は、第10基礎税務局の提案内容に同意し、以下のとおり取り扱うことを案内している。

- 企業が課税期間中の生産・事業活動に係る費用計上において不正なインボイスを使用した場合、当該課税年度については法人税の優遇措置を適用することはできない。
- また、税制優遇措置の適用を受けられないことに加え、当該企業は政令第125/2020/ND-CP号第17条の規定に基づき、税務およびインボイスに関する行政違反として処分の対象となる。

9 付加価値税政策

2026年5月29日付け税務局発行の法人税政策に関するオフィシャルレター第3512/CT-CS号

税務当局は、税務申告誤りおよび納税義務に関して、以下のとおりガイダンスを公表した。

- 申告誤りにより納税額が不足した場合
 - 納税者は、不足税額および法令に基づく延滞納付利息を納付しなければならない。
 - 違反の内容および程度に応じて、税務に関する行政処分の対象となる場合がある。
- 行政処分および延滞納付利息が免除される場合
 - 権限を有する国家機関のガイダンスまたは決定に従って適正に実施した場合は、行政処分および延滞納付利息の対象とならない。

9 法人税政策

2026年5月29日付け税務局発行の法人税政策に関するオフィシャルレター第3512/CT-CS号

- 税金滞納額の分割納付について
 - 最長12か月までの分割納付が認められる場合がある。
 - 分割納付には、信用機関による保証が必要である。
 - 納税は毎月行う必要があり、分割納付期間中に発生する延滞納付利息についても納付しなければならない。

企業は、税務申告内容を自主的に点検するとともに、詳細なガイダンスを受けるため、所轄税務当局と連携することが推奨される。

10 法人税政策

2026年6月2日付け、タイニン省税務局発行の持分譲渡に係る法人税の取扱いに対するガイダンスに関するオフィシャルレター第5332/TNI-QLDN1号

政令第320/2025/NĐ-CP号第12条3項 i 号および通達第20/2026/TT-BTC号第7条2項m号に基づき、外国法人がグループ内における所有構造の再編取引（分割、分離、合併、吸収合併、株式交換、株式による現物出資等を含む。）の一環として持分譲渡を行う場合であって、当該再編後にベトナム法人を直接または間接に保有する各当事者の最終親会社に変更がなく、かつ当該取引により所得が発生しない場合には、当該持分譲渡についてベトナムにおける法人税は課されないものとされている。

11 付加価値税政策

2026年5月28日付け、税務局発行の付加価値税に関するオフィシャルレター第3470/CT-CS号

1. 付加価値税率5%が適用される商品・サービスに係る付加価値税還付について

付加価値税率5%が適用される商品の製造またはサービスの提供のみを行う事業者について、2025年7月1日以降に発生した未控除仕入付加価値税額が300,000,000ドン以上であっても、12か月連続または4四半期連続の要件を満たしていない場合には、付加価値税還付の対象には該当しないものとされている。

なお、税務局は現在、付加価値税率5%が適用される商品の製造またはサービスの提供に使用される仕入商品・サービスに係る付加価値税還付申請書類について、税務管理法および同法の施行を定める政令の一部条項を詳細に規定し、当該実施を指導する通達案の中において、財務省へガイダンスの策定を提案する方向で検討を進めている。

11 付加価値税政策

2026年5月28日付け、税務局発行の付加価値税に関するオフィシャルレター第3470/CT-CS号

2. 拡張投資プロジェクトに係る付加価値税還付申請書類について

事業者が付加価値税還付の対象となる拡張投資プロジェクトを有する場合、付加価値税還付申請書類は、財務省発行の通達第80/2021/TT-BTC号第28条1項および第2項a号の規定に従って作成・提出するものとされている。

12 通常の一次加工木材に対する付加価値税の政策

2026年5月29日付け、税務局発行の通常の一次加工木材に対する付加価値税政策に関するオフィシャルレター第3546/CT-CS号

2026年1月1日以降、控除方式により付加価値税を申告・納税する企業、協同組合および協同組合連合会が、通常の一次加工のみを経た植林木材製品を売買する場合には、付加価値税の申告、税額計算および納付を行う必要はない。

また、植林木材製品を購入後、さらに加工工程を施した場合であっても、販売される製品が依然として通常の一次加工のみを経た植林木材製品に該当すると判断される場合には、上記規定が適用される。

なお、通常の一次加工木材に該当するか否かの判定については、政令第181/2025/ND-CP号および通達第84/2025/TT-BNNMT号の規定に基づき行われるものとされている。

13 国際旅行サービスに対する付加価値税

2026年5月28日付け税務局発行の国際旅行サービスに対する付加価値税に対する新たなガイダンスに関するオフィシャルレター第3475/CT-CS号

- 海外向けパッケージツアーについて：
 - 販売価格には、航空券代、海外で発生する費用、ツアーガイド費用等が含まれる。
 - 海外において実際に発生し、適法な証憑により証明される費用は、付加価値税課税売上高から控除することができる。
 - 仕入付加価値税については、引き続き全額を申告・控除することができる。

13 国際旅行サービスに対する付加価値税

2026年5月28日付け税務局発行の国際旅行サービスに対する付加価値税に対する新たなガイダンスに関するオフィシャルレター第3475/CT-CS号

- 0%付加価値税率（国際輸送）について：
 - 企業は、法令に定める適用要件をすべて満たす必要がある。
 - 適用される法令は適用時期により異なる。
 - ❖ 2025年7月1日以前： 通達第219/2013/TT-BTCに基づき適用。
 - ❖ 2025年7月1日以降： 政令第181/2025/NĐ-CPに基づき適用。
- 地方税務当局は、 実際の申告資料および各時点において適用される法令に基づき、権限に従って適切に処理するものとされている。

14 インボイスの発行に関するガイダンス

2026年5月29日付け、税務局発行のインボイスおよび証憑に関するオフィシャルレター第3514/CT-CS号

企業が顧客に対する販売商品の販売数量または売上高に基づく期末商業割引プログラムを実施する場合、販売済み商品の割引額については、最終購入時または翌期の販売インボイスにおいて調整計上することができる。ただし、当該割引額は、最終購入時または翌期に発行するインボイスに記載された商品価額を超えてはならない。

または、調整対象となるインボイス番号、調整金額および調整対象税額を記載した一覧表を添付のうえ、調整インボイスを発行することも可能とされている。

当該一覧表は企業において保管し、税務当局または権限を有する国家機関から要請があった場合には提示しなければならない。

売手および買手は、調整インボイスに基づき、当該調整インボイスを発行した課税期間において、売上高・仕入高ならびに付加価値税の売上税額・仕入税額をそれぞれ修正申告するものとされている。

15 インボイスの発行に関するガイダンス

2026年6月10日付け、フナイエン省税務局発行の贈答用商品に係るインボイス発行に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第8879/HYE-QLDN2号

- 法令の規定に適合する商品またはサービスを贈答する場合、贈答総額を記載したインボイスを発行し、受贈者一覧表を添付することが認められている。インボイスには「明細表番号…、作成日…年…月…日添付」と明記しなければならない。当該明細表には、企業名、納税者番号、住所、商品・サービス名、数量、単価、商品またはサービスの金額、作成日ならびに作成者の氏名および署名を記載する必要がある。また、企業が付加価値税控除方式を適用している場合には、明細表に「付加価値税率」および「付加価値税税額」の項目を記載しなければならない。支払総額は付加価値税インボイスに記載された金額と一致している必要がある。さらに、明細表に記載する商品・サービスは当日の販売順に記載し、「インボイス番号…、作成日…年…月…日添付」と明記しなければならない。

15 インボイスの発行に関するガイダンス

2026年6月10日付け、フンイエン省税務局発行の贈答用商品に係るインボイス発行に対するガイダンスに関するオフィシャルレター第8879/HYE-QLDN2号

- また、贈答品の受領者ごとに個別にインボイスを発行する場合には、政令第123/2020/NĐ-CP号第10条（政令第70/2025/NĐ-CP号第1条7項b号により改正）の規定に従い、必要事項を漏れなく記載したインボイスを発行しなければならないとされている。

16 個人識別番号の更新ガイダンス

2026年5月27日付け、税務局発行の複数の税コードが付与されている個人の取扱いおよび通達第86/2024/TT-BTC号に基づく個人識別番号の更新ガイダンスに関するオフィシャルレター第3422/CT-NVT号

税務登録管理業務の実施過程において、税務局は、一部の税務当局において、個人に複数の税コードが付与されているケースや、国家人口データベースの情報と一致していない税コードに対する個人識別番号の更新処理について課題が生じていることを確認した。統一的な運用を図るため、税務局は以下のとおり指導している。

1. 個人に複数の税コードが付与されている場合について：

実施原則

各税務当局は、財務省発行の2024年12月23日付け通達第86/2024/TT-BTC号第39条の規定を適切に実施するとともに、納税者に対する周知・指導を強化するものとされている。主な留意点は以下のとおりである。

- 税務管理情報システムは、国家人口データベースと情報が一致する税コードを個人識別番号へ自動的に統合し、当該個人識別番号に基づいて納税者の税務データを一元管理する。

16 個人識別番号の更新ガイダンス

2026年5月27日付け、税務局発行の複数の税コードが付与されている個人の取扱いおよび通達第86/2024/TT-BTC号に基づく個人識別番号の更新ガイダンスに関するオフィシャルレター第3422/CT-NVT号

- 国家人口データベースと情報が一致していない税コード（ステータス10「個人識別番号情報の更新待ち」）については、納税者が税務登録情報変更手続きを実施し、個人識別番号を更新する必要がある。これにより、個人識別番号に基づく税務データが完全に統合される。
- 税務当局は、国家人口データベースと一致する個人識別番号への更新手続き完了後において、納税者に対し既存税コードの閉鎖手続きを求めることはない。統合後の税コードの取扱いについては、本オフィシャルレター第1.2項の規定に従って処理される。
- 税コードが個人識別番号へ統合された後も、従来の税コードを使用して発行されたインボイス、証憑、税務申告書類その他法的効力を有する書類については、引き続き税務手続きおよび納税義務履行の証明に使用することができ、個人識別番号へ修正する必要はない。

16 個人識別番号の更新ガイダンス

2026年5月27日付け、税務局発行の複数の税コードが付与されている個人の取扱いおよび通達第86/2024/TT-BTC号に基づく個人識別番号の更新ガイダンスに関するオフィシャルレター第3422/CT-NVT号

2. 税務管理情報システムにおける統合および処理方法

- 統合作業は、過去の情報を失うことなく、また税務管理情報システム上における納税者の既発生税務義務に影響を与えないよう実施される。
- 統合後は、個人識別番号が納税者の唯一の税コードとして扱われ、税務当局と納税者、ならびに関係する機関・組織・個人との間の各種文書、通知および取引において使用される。また、税務情報の集約および税務義務の相殺処理も個人識別番号に基づいて行われる。

税務当局向け留意事項

税務管理情報システムにおいては、税務当局内部における業務処理のため、システムが自動生成する「税コード」欄（以下「内部税コード」）が引き続き維持される。

16 個人識別番号の更新ガイダンス

2026年5月27日付け、税務局発行の複数の税コードが付与されている個人の取扱いおよび通達第86/2024/TT-BTC号に基づく個人識別番号の更新ガイダンスに関するオフィシャルレター第3422/CT-NVT号

個人に複数の税コードが付与されており、かつそれらの税コードについて国家人口データベースと一致する個人識別番号への更新が完了している場合、当該税コードはシステム上に引き続き存在し、「内部税コード」として管理される。

「内部税コード」における業務処理は、以下の原則に基づき実施される。

- システムは、自動的に1つの「内部税コード」を指定し、当該納税者を直接管理する税務当局を特定するとともに、統合後に発生する税務義務の計上処理に使用するものとされている。

17 出国停止措置の対象となるケースと通知の照会

2026年5月27日付け、ラオカイ省税務局発行の税金滞納による出国停止通知の照会に関するオフィシャルレター第286/TCS8-NVDTPC号

納税者は、出国手続を行う前に、自身の税務上の義務履行状況を自主的に確認し、空港または出入国検査所において手続上の支障が生じることを避ける必要がある。

税金滞納により出国停止の対象となる4つのケース

政令第49/2025/ND-CP号第3条に基づき、税金滞納を理由に出国停止措置の対象となるケースは以下のとおりである。

1. 個人事業者、世帯事業主

個人事業者または世帯事業主は、次の条件を満たす場合に出国停止の対象となる。

- 税金滞納額が50,000,000ドン以上であること
- 当該税金滞納が納期限を過ぎて120日超であること

17 出国停止措置の対象となるケースと通知の照会

2026年5月27日付け、ラオカイ省税務局発行の税金滞納による出国停止通知の照会に関するオフィシャルレター第286/TCS8-NVDTPC号

2. 企業の法定代表者

企業の法定代表者は、次の条件を満たす場合に出国停止の対象となる。

- 当該企業の税金滞納額が500,000,000ドン以上であること
- 当該税金滞納が納期限を過ぎて120日超であること

3. 休業中、営業停止中、または事業所在地不明の納税者

税務上の義務が未了であるにもかかわらず、営業を停止している、事業を一時休止している、または登録上の所在地において事業活動を行っていない企業、世帯事業者、個人事業者については、税金滞納額の金額にかかわらず、税務当局は出国停止措置を適用することができる。

17 出国停止措置の対象となるケースと通知の照会

2026年5月27日付け、ラオカイ省税務局発行の税金滞納による出国停止通知の照会に関するオフィシャルレター第286/TCS8-NVDTPC号

4. 定住のために出国する者、または出国前の外国人

海外定住のために出国するベトナム国民、海外に定住するベトナム国民、またはベトナムから出国する前の外国人で、税務上の納付義務が完了していない期限超過の税金滞納がある場合は、滞納額や滞納期間にかかわらず、出国停止の対象となる。

税金滞納による出国停止通知の照会方法

出国前に税務上の義務履行状況を自主的に確認するため、納税者は以下のいずれかの方法で照会できる。

方法1：eTax Mobileアプリで照会

- ステップ1：個人用税務アカウントでeTax Mobileアプリをダウンロードし、ログインする。
- ステップ2：「通知照会」→「出国停止に関する通知」を選択する。

17 出国停止措置の対象となるケースと通知の照会

2026年5月27日付け、ラオカイ省税務局発行の税金滞納による出国停止通知の照会に関するオフィシャルレター第286/TCS8-NVDTPC号

システムに関連通知が表示されない場合、当該納税者は、税務当局のデータ上、現在出国停止措置の対象ではない。

方法2：税務当局の公共サービスポータルで照会

- ステップ1：税務当局の公共サービス・ポータル dichvucong.gdt.gov.vn/tthc/login にアクセスし、個人としてログインする。
- ステップ2：「公共サービス」→「税金滞納に対する強制執行の公開」を選択する。
- ステップ3：以下のいずれかの区分を選択する。
 - 出国に関する通知を受けた納税者
 - 出国停止となる予定の通知を受けた納税者

17 出国停止措置の対象となるケースと通知の照会

2026年5月27日付け、ラオカイ省税務局発行の税金滞納による出国停止通知の照会に関するオフィシャルレター第286/TCS8-NVDTPC号

- **ステップ4**：求められるすべての情報、認証コードを入力し、照会を実行する。
システムが「該当する結果が見つかりません」と返した場合、当該納税者は出国停止通知を受けていない、または当該強制措置の対象となっていない。

18 財務諸表の追加提出

2026年7月1日以降、2020年度以前の財務諸表の修正提出は認められないのか

2019年税務管理法第43条3項によれば、事業年度終了時の税務確定申告書類には財務諸表が含まれると規定されている。

また、政令第373/2025/ND-CP号別表 I 第7項第7.2節に規定される法人税確定申告書類においても、財務諸表が申告書類の一部として定められている。

具体的には、収益－費用方式による法人税確定申告書類には、法人税の納付額配分表、進捗に応じた代金を受領した未引渡し不動産譲渡に係る仮納付法人税の納付証憑一覧表に加え、会計法および独立監査法の規定に基づく年次財務諸表（作成義務がない場合を除く）が含まれます。また、海外投資プロジェクトを有する企業については、財務省のガイダンスに基づく追加資料の提出が求められる。

一方、売上高比例方式による法人税確定申告書類には、法人税申告書および会計法・独立監査法の規定に基づく年次財務諸表（作成義務がない場合を除く）が含まれている。

18 財務諸表の追加提出

2026年7月1日以降、2020年度以前の財務諸表の修正提出は認められないのか

このように、財務諸表は税務申告書類の一部として取り扱われている。

しかしながら、2025年税務管理法は2026年7月1日から施行されます（第13条および第26条に規定される個人事業者等の電子インボイスに関する規定は2026年1月1日から施行）。

同法第12条第5項によれば、納税者が既に提出した税務申告書に誤りや漏れを発見した場合、税務申告書の提出期限から5年以内に限り修正申告を行うことができる。そのため、法人税確定申告書の修正申告期限も、申告期限から5年間となる。

なお、2025年税務管理法では財務諸表を税務申告書類として明示的に規定していませんが、政令第373/2025/ND-CP号では引き続き法人税確定申告書類の構成書類として位置付けられている。

18 財務諸表の追加提出

2026年7月1日以降、2020年度以前の財務諸表の修正提出は認められないのか

したがって、2025年税務管理法の規定に基づけば、2026年7月1日以降に2020年度以前の財務諸表を追加提出すること自体は可能であると考えられる。しかしながら、新たな規定に基づく修正申告期間（5年間）を既に経過しているため、税務申告書類の修正申告としては要件を満たさないことになる。

なお、2019年税務管理法第47条では、納税者は誤りや漏れを発見した場合、当該課税期間の申告期限から10年以内であれば修正申告を行うことが認められていましたが、2025年税務管理法によりこの期間は5年へ短縮されている。

19 国別報告書について義務

2026年6月10日付け、税務局発行の国別報告書について義務に関するオフィシャルレター第3870/CT-CS号

税源浸食と利益移転（BEPS）行動計画13のミニマムスタンダードである国別報告書（CbCR）の導入にあたり、ベトナムは2025年1月3日付けの「国別報告書の交換に関する権限ある当局間の多国間合意（CbC MCAA）」に参加し、同合意の規定に基づく通知手続を完了することにより、各国・地域との国別報告書交換関係を構築した。

現在、ベトナムは本オフィシャルレターに添付された別表に記載される国・地域との間において、有効な国別報告書交換関係を確立している。

また、政令第132/2020/NĐ-CP号を改正・補足する政令案第18条5項d号において、以下のとおり規定されている。

19 国別報告書について義務

2026年6月10日付け、税務局発行の国別報告書について義務に関するオフィシャルレター第3870/CT-CS号

「第18条 関連者間取引の申告および価格算定における納税者の権利および義務

．．．

5. 納税者の国別報告書に関する義務

．．．

d) 納税者の最終親企業が外国に所在し、当該居住国の法令に基づき国別報告書の提出義務を負う場合、税務当局はベトナムが締結した国際租税協定に基づき、自動的情報交換を実施するものとする。

．．．」

ベトナムの国際的な租税協定上のコミットメントに基づき、国別報告書交換制度を統一的に運用するため、税務局は以下のとおり通知およびガイダンスを行っている。

19 国別報告書について義務

2026年6月10日付け、税務局発行の国別報告書について義務に関するオフィシャルレター第3870/CT-CS号

まず、ベトナムにおける「国別報告書の交換に関する権限ある当局間の多国間合意（CbC MCAA）」の発効状況および、本オフィシャルレターの添付別表に記載された、ベトナムとの間で有効な国別報告書交換関係を構築している国・地域の一覧を公表している。

また、ベトナムに所在する納税者について、外国に所在する最終親会社が居住国法令に基づき国別報告書の提出義務を負い、かつ本オフィシャルレター第1項に定める国・地域とのCbC MCAAに基づく情報交換対象に該当する場合には、税務当局はベトナムが加盟する国際租税協定に基づく自動的情報交換制度を通じて国別報告書を受領するものとし、納税者から紙媒体その他の方法により直接提出される国別報告書は受理しないこととされている。

税務局は、各省・市税務局および税務支局に対し、国別報告書に関する規定を統一的に運用するため、本オフィシャルレターの内容を周知し、適切に実施するよう通知している。

20 外国人労働者に対する行政手続

2026年6月9日付けハノイ市内務局発行の外国人労働者に対する行政手続に関する決定第1052/QĐ-SNV号

2026年6月20日から2028年12月31日までの間、ハノイ市内において工業団地およびハイテクパーク以外の区域に本社、支店、駐在員事務所または事業所を有する使用者の下で就労する外国人労働者に関する行政手続の受付・処理権限は、以下のとおり区分される。

1. コミューン・坊人民委員会が実施する手続

- 労働許可証の再発給・更新、および労働許可証取得免除確認書の再発給・更新
- 当該コミュニティ・坊人民委員会が従前に発給、再発給または更新した労働許可証および労働許可証取得免除確認書の取消し

20 外国人労働者に対する行政手続

2026年6月9日付けハノイ市内務局発行の外国人労働者に対する行政手続に関する決定第1052/QĐ-SNV号

2. ハノイ市内務局が実施する手続

ハノイ市内務局は、以下の手続を直接受理・処理する。

- 労働許可証および労働許可証取得免除確認書の新規発給
- コミューン・坊人民委員会の取消権限に属さないその他の労働許可証および労働許可証取得免除確認書の取消し
- 政令第219/2025/NĐ-CP第9条4項・第5項および第22条第5項に基づく使用者からの通知の受理。具体的には以下の場合を含む。
- 労働許可証取得免除確認書の取得手続は不要であるものの、ベトナムでの就労開始前に通知義務が課される一定の外国人労働者
- 労働許可証または労働許可証取得免除確認書の交付を受けており、同一の使用者の下で複数の省・市において就労する外国人労働者

21 納付期限延長に関するガイダンス

2026年6月27日付け、政府発行の2026年における付加価値税、法人税、個人所得税および土地賃借料の納付期限延長に関する政令第245/2026/ND-CP

1. 適用対象

- 企業、組織、世帯、個人事業者および個人事業主：本政令の附属書 I に定める経済業種・事業分野において生産・事業活動を行っていること。
- 中小企業および零細企業：2017年中小企業支援法および関連する施行規定に基づき判定される企業。

2. 延長期間

付加価値税（配分納付額および都度発生分を含む）

- 最長5か月延長。
- 2026年5月分：納付期限は2026年11月20日まで。
- 2026年6月、7月、8月および9月分：納付期限は2026年12月21日まで。
- 2026年第2四半期分：納付期限は2026年11月2日まで。
- 2026年第3四半期分：納付期限は2026年12月30日まで。

21 納付期限延長に関するガイダンス

2026年6月27日付け、政府発行の2026年における付加価値税、法人税、個人所得税および土地賃借料の納付期限延長に関する政令第245/2026/ND-CP

注記：本規定は輸入段階における付加価値税には適用されません。

個人事業者・事業所得を有する個人の個人所得税

- 最長5か月延長。
- 延長対象期間は付加価値税と同様（2026年5月、6月、7月、8月、9月分および2026年第2・第3四半期分）。

法人税の予定納税

- **2026年第2四半期分**：3か月延長（納付期限：2026年11月2日）。
- **2026年第3四半期分**：2か月延長（納付期限：2026年12月30日）。

3. 土地賃借料

- 2026年に納付すべき土地賃借料の50%を対象として延長。
- 延長期間は5か月。

21 納付期限延長に関するガイダンス

2026年6月27日付け、政府発行の2026年における付加価値税、法人税、個人所得税および土地賃借料の納付期限延長に関する政令第245/2026/ND-CP

- 具体的には、2026年第1回分土地賃借料の納付額の50%について、納付期限を2026年11月2日まで延長。
- 本規定は、複数の土地賃貸決定・契約および複数の生産・事業活動を有する納税者にも適用される。

延長手続

- **ステップ1**：納税者は、法令に従い税務申告書を提出しますが、延長対象期間に発生した税額については直ちに納付する必要はない。
- **ステップ2**：納付期限延長申請書を提出する。
 - 納税者は、税金および土地賃借料の納付期限延長申請書（附属書II様式）を所轄税務当局へ提出する。
 - 当該申請書は、延長対象となるすべての税額および土地賃借料について一度のみ提出すれば足り。
 - 提出方法は、電子申請、税務当局への持参または郵送のいずれかである。
 - 提出期限は、月次（または四半期）税務申告書の提出時、または2026年11月2日までのいずれか早い時点となる。

22 環境保護税および付加価値税に関する優遇の適用期間延長

2026年6月30日付け、政府発行のガソリン・石油製品に対する税制優遇措置の適用期間延長に関する決議第34/2026/NQ-CP号

政府は、ガソリン・石油製品に対する税制優遇措置の適用期間を以下のとおり延長した。

1. 輸入関税（優遇税率）の適用期間延長

2026年6月30日付け政府決議第25/2026/NQ-CPおよび2026年3月9日付け政府政令第72/2026/ND-CPに規定されるガソリン、石油製品ならびにガソリン・石油製品製造用原材料に対する優遇輸入関税の適用期間を、2026年9月30日まで延長する。

2. 環境保護税および付加価値税の適用期間延長

2026年6月12日付け国会決議第19/2026/QH16に規定されるガソリン、石油製品、ガソリン・石油製品製造用原材料および航空燃料に対する環境保護税および付加価値税の適用期間を、2026年9月30日まで延長する（同決議第1条および第2条に規定する内容）。

22 環境保護税および付加価値税に関する優遇の適用期間延長

2026年6月30日付け、政府発行のガソリン・石油製品に対する税制優遇措置の適用期間延長に関する決議第34/2026/NQ-CP号

施行規定

- 本決議は、2026年7月1日から2026年9月30日まで有効である。
- ガソリンに対する特別消費税（SCT）については、2025年特別消費税法およびその施行関連法令に従って適用される。
- 経済・社会の発展、エネルギー安全保障およびガソリン・石油市場の安定化の要請に応じて、本決議の適用期間を短縮または延長する必要がある場合には、商工省が財務省へ提案を行い、政府が審議・決定するものとする。

23 3層地方政府モデルの運用開評価

2026年6月20日付け、財務省発行の政治システム総体モデルおよび3層地方政府モデルの運用開始から1年間の中間評価に関連する業務の継続実施に関する財務大臣の指示について通知第499/TB-BTC号

2026年6月18日付け地方経済・地域局の提案書第162/PT号ににおける財務大臣の指示に基づき、党中央執行委員会総書記兼ベトナム社会主義共和国主席であるトー・ラム同志が、政治システム総体モデルおよび3層地方政府モデルの運用開始から1年間の中間評価に関する中央指導委員会との会合において示した結論を実施するため、財務大臣が指示を行ったことを受け、財務省は各部局に対し関連業務を速やかに実施するよう通知した。

そのうち、組織・機構に関する主な内容は以下のとおりである。

- 人事組織局を主管部局とし、関係機関と連携のうえ、内部組織体制の更なる再編案を検討すること。また、縦割り組織（税務、税関、国庫、統計、社会保険）の機能・任務および組織体制を見直し、これらの組織の再編について政治局へ報告すること。再編にあたっては、組織の簡素化、重複業務の排除および中間管理層の削減を図るものとされている。

23 3層地方政府モデルの運用開評価

2026年6月20日付け、財務省発行の政治システム総体モデルおよび3層地方政府モデルの運用開始から1年間の中間評価に関連する業務の継続実施に関する財務大臣の指示について通知第499/TB-BTC号

- 国有企業局を主管部局とし、経済・社会・国防・安全保障分野において特別かつ主導的な役割を担い、全国規模において高い重要性和影響力を有する国営グループ、総公社および国有企業について、所管機関の移管状況を見直すこと。現在も政府党委員会直属として残っている企業については、業種を所管する各省の所管下へ再編する方向で検討するものとされている。

また、財政・予算分野については、国家予算局に対し、各級行政機関の安定的かつ円滑な運営を維持するための財源および経常支出の確保状況を見直すとともに、経済・社会発展への重点投資を促進するための投資支出を確保するよう求めている。さらに、投資支出および経常支出に関する地方向けガイダンス文書を策定することとされている。

現行の税務局の組織体制

23 3層地方政府モデルの運用開評価

2026年6月20日付け、財務省発行の政治システム総体モデルおよび3層地方政府モデルの運用開始から1年間の中間評価に関連する業務の継続実施に関する財務大臣の指示について通知第499/TB-BTC号

税務局は中央レベルにおいて以下の12組織で構成されている。

- 事務局
- 政策・国際税務局 法務局
- 税務業務局
- 税収予算・統計局
- 納税者コンプライアンス・支援局
- テクノロジー・デジタルトランスフォーメーション・自動化局
- 監査局
- 人事組織局
- 財務・総務局
- 大企業税務支局

23 3層地方政府モデルの運用開評価

2026年6月20日付け、財務省発行の政治システム総体モデルおよび3層地方政府モデルの運用開始から1年間の中間評価に関連する業務の継続実施に関する財務大臣の指示について通知第499/TB-BTC号

- 電子商取引税務支局

上記組織は、税務総局長による国家税務管理機能の遂行を補佐する行政組織である。

事務局およびテクノロジー・デジタルトランスフォーメーション・自動化局は、法人格および独自の公印を有し、法令に基づき国家国庫に口座を開設することができる。

大企業税務支局および電子商取引税務支局は、法人格および独自の公印を有し、税務管理機関コードの付与を受けるとともに、法令に基づき国家国庫に口座を開設することができる。

なお、大企業税務支局には5つの課、電子商取引税務支局には5つの課が設置されている。

2. 省・市税務局

省・市税務局は、省級行政区画ごとに設置される。本部は各省級行政区画の政治・行政中心地に設置される。

23 3層地方政府モデルの運用開評価

2026年6月20日付け、財務省発行の政治システム総体モデルおよび3層地方政府モデルの運用開始から1年間の中間評価に関連する業務の継続実施に関する財務大臣の指示について通知第499/TB-BTC号

省・市税務局は法人格および独自の公印を有し、税務管理機関コードの付与を受けるとともに、法令に基づき国家国庫に口座を開設することができる。

また、省・市税務局の内部組織は平均して10部門以内とされている。

3. 基礎税務機関

基礎税務機関は省・市税務局の下部組織として設置され、複数のコミューン、坊または特別区を管轄する。

基礎税務機関は法人格および独自の公印を有し、税務管理機関コードの付与を受けるとともに、法令に基づき国家国庫に口座を開設することができる。

基礎税務機関の総数は350機関を超えないものとされている。

(2025年財務省の決定第381/QD-BTC号〔2025年財務省の決定第2229/QD-BTC号により改正〕)

24 付加価値税政策

2026年6月23日付け税務局発行の付加価値税政策のガイダンスに関するオフィシャルレター第4195/CT-CS号

投資プロジェクトが投資段階にあり、本来の生産・事業活動に係る付加価値税の課税売上がまだ発生していないものの、当該プロジェクトの活動を終了する場合、事業者は、2025年7月1日付け政府政令第181/2025/ND-CP第30条第1項の規定に基づき、当該投資プロジェクトについて還付を受けた付加価値税額を国家予算へ返還しなければならない。また、延滞納付金が発生する場合については、2019年6月13日付け国会税務管理法第38/2019/QH14号第59条第1項の規定に従って取り扱われる。

Abbreviations

VAT	Value Added Tax	MOF	Ministry of Finance
PIT	Personal Income Tax	GDT	General Department of Taxation
CIT	Corporate Income Tax	MOIT	Ministry of Industry and Trade
FCT	Foreign Contractor Tax	MOLISA	Ministry of Labor, War Invalids and Social Affair
SCT	Special Consumption Tax	DPI	Department of Planning and Investment
IET	Import and Export Tax	SBV	The State Bank of Vietnam
OTH	Other	EPE	Export processing enterprises
OL	Official Letter	EPZ	Export Processing Zone
ACC	Accounting	IZ	Industrial Zone
LAB	Labor		



2026年6月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。





お問合せ

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

HO CHI MINH OFFICE

Unit 603, 6F, Citilight Tower, 45 Vo Thi Sau Street, Tan Dinh Ward,
Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel: +84 28 3820 5731/ 2 | Fax: +84 28 3820 0906

HA NOI OFFICE

19F, Tower 1, Capital Place Building, 29 Lieu Giai Street, Ngoc Ha Ward,
Ha Noi City, Vietnam

Tel: +84 81 489 4789

TOKYO OFFICE

Corporate Advisers Inc

Japan Tokyo-to Chiyoda-ku, Kasumigaseki 3-2-5 Kasumigaseki Building 33F

Tel: +81 3 3593 3238 | Fax: +81 3 3593 3248



URL: www.kmc.vn

Email: info@kmc.vn

Hotline in English: +84 81 489 4789

Hotline in Japanese: +84 91 988 9331

